

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第77号

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所出張所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

(行財政局人事部人事課)